

1 評価シート及び評価の進め方について（資料1）

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 条例の検証については基本条例第22条に定めがある。読み上げると「議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする。」となっており、具体的な検証方法までは定められていない。そこで委員長からの提案としては、資料1「大和市議会基本条例 検証評価シート」を用いて検証を行うこととし、その検証は条文ごとに1つずつ行って、評価をつけていくという方法である。

【中村委員長】 事務局からの説明のとおり進めていきたいと考えているが、何か意見はあるか。

【赤嶺委員】 どのようなスケジュールで進めていくのか。

【議事担当係長】 全体スケジュールとしては、年内の12月をめどに、進め方としては、おとしまでの議会改革実行委員会では、1回当たり4項目から6項目を協議前にお知らせして行っていたが、本委員会は進みが速いのではないかと予想されることから、協議する条文を決めずに時間で区切り1回につき2時間程度とするという委員長からの提案である。

【赤嶺委員】 評価後、実際に課題を抽出し、それを解決する方向に進まなければいけないと思う。先ほどの説明では、本委員会は評価を行うものと感じるがどうか。

【議事担当係長】 評価をして評価表にまとめて議長に報告する。その中で、課題等が生み出された場合はどうするかということについては議長からの指示で代表者会、議会運営委員会で協議することとなる。

【赤嶺委員】 議長への報告はいつ頃になるか。

【議事担当係長】 本委員会が年内までであるので12月末か年明け早々に議長に報告する予定である。

【中村委員長】 本委員会で1条ずつ検討し、評価を行う。条例に必要な措置を講じるものとするとして規定されているので、この後、どのようにしていくかを含めて検討し、意見として議長に報告するということでよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【事務局次長】 本委員会設置要項第9条が会議の報告という条文である。第1項は「委員長は、会議の経過を必要に応じ、議長に報告するものとする。」第2項は「委員長は、会議の最終結果を速やかに、議長に報告するものとする。」という規定である。本委員会の使命は、協議結果を議長に報告することである。その後は、議会運営委員会などでの協議決定になると思われる。先ほどスケジュールを年内と示したが、前倒しで条文の検討が進むのではないかとこの予測もあり、年内まで必ず行うということではなく協議終了後、議長への報告という段階に移るものと考えていただきたい。

【赤嶺委員】 資料2にある「班単位で検証作業を割り振り、期限を設け現状と課題について調査を実施し、委員長に報告を行う。」という提案をした理由は、条例と現状の検証というものが限られた時間内では難しいのではないかとこの考えからである。先ほど説明いただいた内容で、検証と課題の抽出までは本委員会のできるのではないかと思うが、改善策の提示、実行までできるのか不安である。検証することが本委員会の目的であれば、検証作業のみ行い、検証結果を報告すれば終わると思う。検証結果に応じてどのような対応をするかも求められているのではないか。このスケジュールではかなり厳しく、会議の間を利用し、それぞれが検証作業を行いその内容を委員長に報告し、委員長が取りまとめを行い、その課題をどう取り扱うか本委員会で協議したほうが効率的ではないかと思う。

【青木委員】 班単位で進めてはという意見があったが、もしそのように進めるとどのようなことが想定されるのか事務局に確認する。

【議事担当係長】 事務局の体制を考えると、現在本会議、代表者会、議会運営委員会等を補助している中で、本委員会が発足し、新たに補助を行う状況である。さらに班単位となると人員的に難しく補助できないので、議員のみにより運営していただくことになる。また、全体の期限がある中で班対応が可能かということもある。本市議会にとって、検証は初めてで進め方も手探りの部分がある。委員はスケジュール等詰まって忙しいと見受けられ、その中で月1回を超えて議員間で個別にスケジュール調整等をし、集まって調査を行うところまで対応が可能かどうか危惧するところである。

【青木委員】 班単位で行う場合は、議員間で調整し、進行していくということか。

【議事担当係長】 そのようになると考えている。

【青木委員】 赤嶺委員は定例会、委員会など忙しい中で1班3人から5人のスケジュールを調整して行うことを想定しているのか。

【赤嶺委員】 本委員会の限られた日程を有効利用し、結論を出していかなければならない。条例の概要や課題等の検証に関しては、本委員会が行われていない間に行う必要があるのではないかと考える。それぞれの班単位に検証作業を割り振って、次の本委員会までに結論を出し、その内容を委員長に報告し、委員長が取りまとめ、条文ごとに検証の報告をし、その後、改善等を行うほうが時間を有効に使えるのではないかと考える。

【青木委員】 より細かく検証するためにはそのような手法のほうがよいという提案か。

【赤嶺委員】 そのとおりである。協議時間が限られているので、それ以外の時間を有効に活用する方法として考えられる。

【石田委員】 議会改革実行委員会では事前に協議事項について各会派がABCで自会派の意見を決定した。検証したほうがよいものとそうでないものがあって、それらを含めて協議していくとタイムロスが大きいと思われる。事前に評価表を作成し、優先順位をつけていけば、時間が有効に使える。

【議事担当係長】 議会改革実行委員会でのABCの表記については、石田委員が言うような各会派の評価を書くものではなく、全会一致しそうなものから協議を始めるために、全体の意見がそろいそうなものから順番にAからCを振っていくものであった。

【中村委員長】 本委員会は議会基本条例の検証が目的で、前文から第22条まで検証し、課題があればどうすべきか協議する。現行の条文を検証し終わったら、条例に規定されていない新規提案を追加の項目として検討し、検証結果をまとめて議長に報告する。ここまですべて本委員会で行うと理解している。議会改革実行委員会では協議事項を代表者会や議会運営委員会に送って決定した。同様に本委員会もまずは検証を行い、新規提案を条文に規定するのか協議し、条文に加えるとなった場合は、議会運営委員会等で協議してもらい決定することになる。貴重な意見があったが、時間が限られていることもあり、また、検証を行うこと自体が初めてなので、進めながら意見をもらい、次回以降考えていくということで、今回は説明のとおり行っていくということでいかがか。

【山崎委員】 細かく把握していくことは必要であると思っている。例えば議会基本条例第4条の「積極的に政策立案及び政策提言を行い」をどう評価するのか。一般質問の数のことなのか、それとも市民とどの程度会ったとか、そういうことを把握するというのは班単位で行ったからといってできることなのか疑問がある。また、それが実のあるものかは、個々の判断になると思う。大事なことは何かを把握して行うのが大切と思う。事務局から説明のあった方法は決定しやすいと思う。赤嶺委員が班というのを具体的にどういう必要性があって示されたのかわからない。

【中村委員長】 検証は今期で終わりではなく、次期以降も行う。同じ条文について検証することになるが、条文の抽象的な表現などをどう解釈して議員として活動するか、それぞれの任期の議員がどう評価するかだと思う。

【山崎委員】 評価するだけでは意味がないと思う。できたところやできなかったところがある。本委員会としてもっと進めていくべきという結論をもって条文を改正する提案をして終わらなければ意味がないのではないか。

【中村委員長】 検証は条例の改正を目的としているわけではない。結果的に改正するものがあるかもしれない。あるいは、条文自体は変えないが、運用で力を入れていこうとなるかもしれない。検証を4年ごとに行っていくことに意味があると思う。

【山崎委員】 今回の検証により、今後努力を要するとされるものについて申し送りをして次の議員たちに伝えていく役割があると思う。

【事務局次長】 今後に向けてどういう考えを持つべきかの報告を行うのが本委員会である。任期によって切れる部分があるが、今までも申し送り事項として次期に送り、実現を図り、考え方を次期以降に伝えていくことは行ってきたところである。

【中村委員長】 本委員会ではいろいろな意見をいただき、議論していくこと

が重要である。評価をするにしても委員の意見が十分集約されていくことが重要だと思うので、その中でいろいろな意見が出て、条例を改正する必要があると改正という提案を議長にしなければならないし、条文を変えなくても議員の努力で行っていくものもあると思う。議論を活発にすることが重要と思う。

【石田委員】 検証の中で、課題が見つかった時にその課題に対して提案していかないといけない。

【中村委員長】 委員は各会派からの代表として出ているので、会派の意見を集約して出席している。ここで意見がまとめれば、代表者会、議会運営委員会でも同じ結論が出ると思う。本委員会で決まったことと違う結論が代表者会や議会運営委員会を出るとは想定しにくい。

【佐藤委員】 検証を進めていくことでいろいろと課題が出てくると思う。本委員会は決定権を持っていないため代表者会や議会運営委員会で協議し必要に応じて措置を行っていくことになるのか。

【事務局次長】 基本的にはそのとおりである。本委員会は設置要項の第1条の目的、第2条の検証事項ともに検証を行うことを定めている。佐藤委員から発言のあった「必要な措置を講じるものとする。」の部分を代表者会や議会運営委員会での協議、決定を経て、形にしていくものと考えている。

【河端委員】 意見書や決議の件数等を事務局に調べてもらうことは可能か。

【事務局次長】 事前に事務局に申し出ていただき、委員長と相談したい。

【河端委員】 検証するに当たり、どの程度取り組みができていくかということも大事なことである。

【事務局次長】 例示された意見書や決議については、年度ごとにまとめて議員に配付しているのですが、既存の資料が活用できる部分は、ごらんになっていただきたいと考える。統計的にまとめてほしいということであれば申し出ていただき、委員長と相談の上準備したい。

【河端委員】 平成26年度はこのくらい、平成27年度はこのくらいという年ごとに数を出してもらうことは可能か。

【事務局次長】 統計数字をとっているのが議会は暦年であったりする。調査される方と調整させていただきたい。

【中村委員長】 いろいろな御意見をいただいたが、検証に当たって、もっとこうしたいという意見が出てくると思うので、その時に意見を出していただき、次の機会に取り入れて行くかどうかは協議できればよいと思う。

【赤嶺委員】 もう一度どのように検証を進めていき、最終的にどのような報告をするのか、段階的に説明願いたい。

【議事担当係長】 6月から12月まで最大7回開催し、1回当たり2時間以内とする。進め方は、1回当たり何条ということではなく前文から始まり、最終の第22条までできる範囲で1回2時間までの中で行う。その後新規の提案事項についての協議を行う。最後に評価を報告書にまとめて議長に提出する。

これが最終報告である。なお委員長がその都度必要と判断した場合は、途中段階でも議長に報告を行うこともある。最終決定は、本委員会ではないので、内容により代表者会や議会運営委員会に決定をお願いしたり、次期に送るべきようなものについては、その旨、申し合わせるというような流れになると考えている。

【山崎委員】 本委員会の目指すものをはっきりさせておくことも重要である。

【佐藤委員】 本委員会の目的は今期の本市議会及び議員が議会基本条例の目標に向かってどれだけ活動できたのか、条例に不足があるか検証することである。

【中村委員長】 本委員会で検証を行う根拠は議会基本条例の第 22 条に「議会は、一般選挙を経た任期開始から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする。」である。当時の会議録に条例作成時に協議した内容が記載されている。いきさつがわからないという議員は過去の会議録を確認しておいていただきたい。条例の内容を達成しているかどうか、条例の過不足等を協議して議長に報告することが本委員会の目的である。また、提出いただいた新規提案には議会改革の内容が含まれているが、本委員会は条例を検証する目的で設置されている。議会改革について詳細に協議する委員会ではない。今回は班ごとではなく全体で協議を進めたいと思うがどうか。

【赤嶺委員】 各会派で評価をし、議論をすることになるが、全委員が全ての条文に対して検証をしなければならず、本委員会以外の時間に各委員が検証を行って出席することになると思うので、その点を確認しておきたい。

【中村委員長】 本委員会は進行速度がわからないので時間で区切って進めたい。そのため、次回の本委員会までに前文から第 22 条までの全条文について各会派で協議していただき、出席いただきたい。次回は 6 月 28 日（木）である。

【赤嶺委員】 調査の依頼をすることになると思うが、会派間で重複していた場合は一本化していただきたい。

【議事担当係長】 調査依頼があった場合は逐一委員長に相談する。委員長に指示をいただき適切に対応させていただきたい。

【中村委員長】 調査依頼があった場合は協議を活発に行えるように資料を準備したい。初めての検証で手探りになる部分があると思うが、事務局から説明させたとおり、検証評価シートに基づき進めていきたいと考えているがよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

2 委員、会派に属さない議員からの提案について（資料2）

【中村委員長】 事務局より説明を求める。

【議事担当係長】 資料2は前回の本委員会で資料2-②として配付した資料に記載いただいた各委員からの提案をまとめたものである。前回の本委員会で新規の追加提案がある場合の提出をお願いしたが、提出された資料を委員長とともに確認したところ、新規の追加提案ではなく、個別の条文内容への意見や議会運営に関する個別案件等も含まれていたことから、当初の説明のとおり、内容的に新規の追加提案であると委員長が判断されたものについてまとめたものである。

【中村委員長】 内容は今説明させたとおりである。個別の条文への意見等は、これから1条ごとに進めていく検証の際、その都度提案していただき、協議を行わせていただきたい。再度説明するが、この表はあくまでも現在の条文に記載のない新規の提案を記載するものであるので、理解のほどお願いしたい。

資料2の説明をする。まず自民党・新政クラブは、質問、質疑の明記、反問権ということで、新規の提案である。神奈川ネットワーク運動は反問権が新規の部分である。明るいみらい大和は、前回の資料2-②に記載いただいた上から3段目の第20条の見直しについては、第20条の検証の際に述べてほしい。また、上から5段目の班単位については、先に協議したとおり、委員会の進行に関する内容で今回は委員長の提案のとおり行うことで了承いただいた。会派に属さない議員からの提案については一問一答方式の導入は新規だが、その他の部分は既存の条例に関する意見であり、新規の項目として捉えることは難しかった。公明党の通年議会の導入は新規である。

それでは各提案者から説明をお願いしたい。委員長あてに提出された資料の写しをそのまま配付しているので、先程の私からの説明も踏まえて説明願いたい。順番は提出順とさせていただきたい。自民党・新政クラブから順にお願いする。

【青木委員】 本市議会は一般質問を重要視していると思うので、質問、質疑を明記したい。あわせて代表質問、一問一答、反問権を記載したい。

【山崎委員】 市長側から反問されたことに議員が答えることで本会議や委員会に臨む姿勢を保つことができる。また現在の議会事務局体制を法的な面から強化することにもつながると思う。政策提案を行う議員になるために条例に加えてもよいのではないか。

【赤嶺委員】 1つ目の「災害対策を明記し議会として行う災害対策の根拠とする」については現状議会が災害対策を行う際の根拠が明確ではないと考えている。議会基本条例に災害対策を明記することで議会が災害対策を行う際の根拠ができ、対応力の向上が見込まれることから提案する。2つ目の「旧13条一般質問条項および反問権の明記」については過去に開催された議会基本条例検討協議会でさまざまな経緯から条項に組み込む予定であった13条が全文削除となった。反問権は議会改革において重要であり、議会基本条例

の柱になると考えている。言論の府において最も重要な点が議論であると思う。現状は議員から言いつ放しの質問が可能である。行政側からは趣旨確認を含めた反問ができない状況である。反問権を明記し、議会の議論を活発化させる。一問一答、対面式演壇の導入など関連する内容を実現したい。3つ目の「議会表彰規定の設置」は市民福祉の観点からである。市民のさまざまな意見を聞き、政策に反映し、ある程度実現してきた。しかし、まだまだできることがあると思う。先日環境建設常任委員会と総務常任委員会が合同で開催した意見交換会で、表彰について積極的に行ってほしいという意見があり、また、本市では議長表彰や議会表彰の制度はない。業績のある市民や団体を議会として表彰することは市民福祉につながることから提案である。

【中村委員長】 会派に属さない議員はこの場におらず、提案説明を聞くことができないので、続いて公明党に説明をお願いします。

【鳥淵副委員長】 通年議会の開催であるが、年中会議を行うのではなく、専決処分をなくすようにすることが目的で、決定すべき時に集まることができる。

【中村委員長】 説明について質問はあるか。

【赤嶺委員】 公明党に伺う。通年議会の開催について基本条例に明記する必要があるということか。

【鳥淵副委員長】 そのとおりである。

【石田委員】 神奈川ネットワーク運動に伺う。「議員の政策提言・立案機能の強化のため、市長の反問権を盛り込む」とあるが、議員の政策提言・立案機能の強化は反問権とどうつながるのか。

【山崎委員】 赤嶺委員の発言にもあったが、反問権により言いつ放しにできない状況になる。何を根拠に提案をするのかを議員が考えなければならない状況になる。法的な事実が必要であれば、法律の専門知識を持たない議員もいるので、事務局体制の強化の議論にもつながると思う。

【石田委員】 今期において本市議会で言いつ放しの質問をしている議員がいるようには感じておらず、各自がそれなりの根拠を基に提案していると思う。

【山崎委員】 現状では、それが独善的であったとしても発言できる。反問権を市側が持つことが重要だと思う。

【青木委員】 明るいみらい大和の提案に「災害対策を明記し議会として行う災害対策の根拠とする」とあるが、議会BCPについて過去に協議されたと思うので、事務局に確認したい。

【議事担当係長】 議会BCPは平成28年の議会改革実行委員会で協議事項の1つとして提案され、作成する方向性で合意し代表者会に送られたが、代表者会では、具体的な内容が資料で示されないと協議ができないとされ、今後必要と思う会派が議会BCPの考え方を資料としてまとめて代表者会に示すこととなったが、その後特段の動きはない。その後検討していくこととなった。

【赤嶺委員】 議会BCP等の災害対策について実施するための根拠が必要で、法整備がおこなわれていると考える。議会基本条例を根拠法としてさまざまな事業の実施が可能となると思う。

【青木委員】 対応できるものとできないものがあると思うが、事務局に確認したい。

【事務局次長】 まず条例に規定してよいものであるかの検討は必要である。現状は市に災害対策本部が設置された場合は本部の議会事務局は協力部の位置づけとなり、局長は本部員になる。議員の安否確認や復旧、復興の状況に応じて議会機能が再開できるかどうか判断する業務を行う。市の業務継続計画に議会事務局が位置づけられている。地域で活動していただくべき議員の活動をどのように位置づけていくのかには難しい面がある。

【中村委員長】 赤嶺委員の提案は、議会基本条例に議会としての災害対策を盛り込むべきであるということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 明るいまらい大和に伺う。議会表彰規定の設置は議会が市民を表彰するということか。

【赤嶺委員】 議会基本条例の前文に、「市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。」と記載されている。地域社会の活力ある発展に寄与する方法の1つとして業績のある方、企業を表彰することがあってよいと思う。議員を表彰することを否定するものではない。

【中村委員長】 内部の表彰ではなく、市民などを議会として表彰できるようにするということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 では、新規提案について、1つずつ追加してよいかの確認を行いたい。自民党・新政クラブから提案の「質問や質疑を明記（一般質問、代表質問、反問権、委員会での質疑など）」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動から提案の「条例を改正するさいは、議員の政策提言・立案機能の強化のため、市長の反問権を盛り込むことが必要」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 明るいまらい大和から提案の「災害対策を明記し議会として行う災害対策の根拠とする」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 明るいみらい大和から提案の「旧 1 3 条一般質問条項および反問権の明記」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 明るいみらい大和から提案の「議会表彰規定の設置」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 会派に属さない議員から提案の「一問一答方式の導入」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 公明党から提案の「通年議会（専決処分をなくすことができる）」を追加してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 追加の提案については、現在の条例の評価が全て終わった後に協議することとしたいがよいか。

全 員 了 承

3 今後の日程について（資料 3）

【中村委員長】 事務局より説明を求める。

【議事担当係長】 資料 3 をごらんいただきたい。開催予定日については、事前に委員長と相談させていただいたものである。開催予定なのでスケジュール調整をお願いしたい。なお、前回の本委員会でも質問があったが、都合が悪い場合は代理の出席は可能である。

【中村委員長】 都合が悪い場合は代理の出席をお願いしたい。日程については以上でよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 次回からの本委員会の円滑な進行のため、各会派におかれては、議会基本条例の前文から第 22 条までの全ての条文と、本日決定した新規追加事項全てについて、事前に会派内で協議を行っていただき、評価等について会派としての考え、意見をまとめた上で出席していただくようお願い

する。なお、本委員会は概ね2時間としているため、2時間を超える場合は議論が途中であっても閉会したいと考えている。

【石田委員】 新規提案について反問権に関する内容が複数あったがまとめて協議するのか。

【中村委員長】 関連している部分は多数あると思う。

【山崎委員】 本委員会で評価を決定するという理解でよいか。

【赤嶺委員】 各会派で評価を決定して本委員会に出席すればよいのか。

【佐藤委員】 各会派の評価を全委員が共有できるような書類が配付されるのか。

【議事担当係長】 議会改革実行委員会では、協議の順番の決定のために配付したが、本委員会では現段階では配付を想定していない。

【佐藤委員】 各会派で資料として持っていればよいのか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【鳥淵副委員長】 委員が本委員会で各会派の評価、その理由を発言すればよい。

【山崎委員】 例えば第1条は内容的に評価しにくいですが、そのような場合はどうか。

【議事担当係長】 評価がなじまないものもあり、他市では例えば前文については該当しないとしている場合が多い。

【石田委員】 例えば第1条については「二元代表制の下で」の部分について評価ができると思う。

【中村委員長】 評価が同じでもその理由が異なる場合があると思うので、意見を述べ合うことも重要だと思う。また、第1条目的の変更となると条例そのものの性質が変わってしまう。前文の「市政発展のため不断の努力を重ねることを決意する」については継続して取り組むということであり、達成したと評価することは難しいが、任期の中にできたかを評価することができる。

【佐藤委員】 本委員会は議会として達成したことを見つけるよりも、不足していた点を見つけていくことが大きな目的であり、「概ね達成された」や「今後努力を要する」という評価もあってしかるべきだと思う。そのような観点も含めて各会派が意見をまとめてこればよいと思う。

【鳥淵副委員長】 「十分達成された」部分もしっかり評価してよいと思う。

【赤嶺委員】 検証は問題の抽出であると思う。条例に記載された内容と現状の乖離を見つけていくことが使命だと思う。達成されたこともいくつかある。評価の後は乖離のある内容について改善策を提案することに結びつけたい。条文の検証に当たり、会派間や委員間の合意形成が得られない場合どのように評価を決定するのか。

【議事担当係長】 決定方法は本委員会設置要項の第5条第4項に「議事の決定は、全会一致を原則とする。ただし、十分協議を尽くした上で、委員長を含む出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定することができる。」と

定められている。

【赤嶺委員】 委員長は議題となっている条文についての評価をその日の会議の最後まで決定できなかった場合、十分協議したと考えるか。

【中村委員長】 事例による。次回継続して協議すべきと考えるかもしれない。本委員会の目的は条文を改めることではなく、評価を行うことであるので、決をとって評価を決めてもすぐに何かを変えろというものではない。ある程度議論を尽くし、評価が分かれている場合は決をとるべきときなのかもしれない。さまざまな意見があったことは会議録に残る。

【山崎委員】 原則は全会一致でよいのか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【赤嶺議員】 協議時間が限られており、その中で結論を出す必要がある。状況に応じて判断していただきたい。

【中村委員長】 議論を尽くすのは当然である。議論を尽くした上で決定することはあり得る。また、本委員会での評価は今後変わらないものというわけではなく、今後変更される可能性のあるものである。議員が検証しながら進めていく姿勢を市民に示すことが大切である。

4 その他

【中村委員長】 事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回の日程についてお知らせをする。次回、第3回の本委員会の日程は、6月28日（木）午後2時からである。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後3時18分 閉会